

令和3年度第2回鴨川市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日時 令和4年2月2日（水）午後1時30分から午後2時20分

2. 場所 鴨川市役所 4階 400 会議室

3. 出席者

（1）委員

樋口洋子委員、高橋隆一委員、林宗寛委員、黒野秀樹委員、酒井龍一委員、高梨道広委員

（2）鴨川市国民健康保険条例施行規則第14条の規定により出席した者

長谷川孝夫市長

健康福祉部 牛村隆一部長

健康推進課 角田守課長

総務部 山口昌宏部長

税務課 佐藤信二課長、山口隆司課長補佐

市民税係 宮岡明子主査

市民生活課 塚越均課長、池田幸江課長補佐

保険年金係 安田郁代係長、小原富裕主査

4. 欠席者

林裕委員

5. 次第

（1）開会

（2）会長あいさつ

（3）市長あいさつ

（4）議件

①令和4年度国民健康保険税率(案)について

②未就学児の均等割保険税の軽減措置について

③令和4年度国民健康保険特別会計予算(案)について

④その他

（5）閉会

6. 会議内容

別紙のとおり

7. 会議の傍聴者

なし

(司会)

皆様、こんにちは。本日、進行を努めさせていただきます、市民生活課の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、皆様にご連絡いたします。現在、コロナウイルス感染症拡大に伴い、会議室の換気を行いますのでご理解をいただきますよう、お願いいたします。それでは配布資料の確認をさせていただきます。

「本日の会議次第」、「鴨川市国民健康保険運営協議会委員名簿」、「国民健康保険運営協議会関係法令等」、議件の資料1から資料3まで、その他といたしまして、「新型コロナウイルスワクチン接種について」となっております。

不足がございましたら、お申し出ください。

また、本日、林 裕委員より欠席の報告がありましたので、出席者数は6名でございます。過半数の委員の出席がありましたので、鴨川市国民健康保険条例施行規則第8条により、本協議会は成立いたしました。

また、本運営協議会の会議につきましては、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき公開とさせていただきます。会議録作成のため会議を録音させていただきますのでご了承ください。

それでは、ただ今より、令和3年度第2回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

これより、次第により進めさせていただきます。まずはじめに、高梨会長よりごあいさつをお願いします。

2. 会長あいさつ

(会長)

本日は、令和3年度第2回の国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生から2年あまりが経った現段階でも、新たなオミクロン株への感染拡大によりいまだ収束のめどは立っていませんが、ワクチン接種率の向上、治療方法の確立、新しい治療薬の開発など、少しずつ明るい兆しも見えてきているところです。

日本は、世界で最も高い水準で高齢化が進展している国ですが、感染患者数は欧米諸国よりも少なく、新型コロナウイルス感染症を相対的にコントロールできているようです。これもひとえに、三密回避の行動変容、医療従事者の懸命な尽力によるものではないでしょうか。

一方、課題も露呈いたしました。感染防止対策を担う保健所の機能不全や、デジタル化の遅れなど、初動体制の問題点も浮き彫りになりました。さらに、より深刻な課題として病床の確保が困難となり、救急搬送先が見つからないといった医療提供体制の脆弱性も今後の課題となりました。限られた医療資源をどう有効活用するか、という点がこれから求められるものであります。

さて、国民健康保険制度については、制度創設から半世紀が過ぎ、広域化から四年を迎えようとしているところです。

県主体の財政運営による国保基盤の安定化、また、昨年には、「自治体トランスフォーメーション推進計画」の先駆けとなる「オンライン資格確認システム」の開始といった事業が、始まったと

ころでございます。このような中で、本日ご審議をお願いいたします議件でございますが、すでにご案内してありますように、「令和4年度国民健康保険税率・案」、「未就学児の均等割保険税の軽減措置について」、そして、「令和4年度国民健康保険特別会計予算・案」についてでございます。

委員の皆様方には、本日の議件に対しましての率直なご意見、ご提言をいただきながら、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

(司会)

ありがとうございました。続きまして、長谷川市長よりご挨拶を申し上げます。

3. 市長あいさつ

改めまして、こんにちは。市長の長谷川でございます。

ただいま会長さんよりご丁寧な、まさに今コロナウイルス感染症の中で大変な思いをしているところであり、その辺の細かなお話をさせていただきましたが、まさにその通りであるということ、私共も大変油断を許さないという状況であるということ認識しながら日々対応をさせていただいているところでございますので、皆様にご理解をいただければと思っているところでございます。

少し、本市の状況につきましてお話させていただきますと、市の行政といたしまして、市民の命、そして暮らしをしっかりと守るこれを第一に考えようということで、この対応を図っておるところでございますが、3回目のワクチン接種に向けまして、その環境を整えているところであり、広報やネット等でご案内かと存じますが、本市では12月より医療従事者等への接種を、現在は介護施設の入所者及びその従事者への巡回摂取を終えようとしておるところでございます。また65歳以上の高齢者への接種券を配り終え、2月8日より順次接種の方向で取り進めておるところでございます。3回目では本市の7つの医療機関に申し込んでいただき、希望する日を調整しながら順次接種できるような形をとらせていただきたいと、担当部署と考えておるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。また、1回目、2回目には行っていた送迎等についても、ご相談いただければできるだけ寄り添いながら何らかの形で対応させていただきたいと広報させていただいております。いずれにしましても、健康福祉部、健康推進課、また新たな国保病院を中心にしっかりと命と暮らしを守りましょうということで動いておるところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

さて、今日の会議でございますが、先ほど会長さんからお話いただいたとおり、大変状況としては厳しいところもありますが、本格的な少子高齢化や、生産年齢人口の減少が進む中で、国保制度を取り巻く環境は、更に厳しさを増しております。国においては、すべての世代が安心できる、全世代型・社会保障制度の確立を目指し、様々な改革を進めております。

その一環として、4月より順次施行されます「健康保険法等の一部を改正する法律」には、後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しや、子ども子育て支援の拡充に加え、保健事業における、健診情報等の活用促進などが盛り込まれております。

また、団塊の世代が、75歳以上となる2025年を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援

が、包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しており、県や市町村、医療機関等が、その役割と責任を果たしていくことが、強く求められています。

国民健康保険については、制度創設から 60 年を迎え、昨年 10 月には、政府が進めるデジタル化により、オンライン資格確認制度が開始されました。今後も、国・県の動向を注視しながら、国民健康保険の安定的で適正な運営に努めて参りますので、皆様には引き続きのお力添えをお願いいたします。

本日の議件は、「令和 4 年度国民健康保険税率（案）」など計 3 件となっております。議事の詳細につきましては、この後事務局から説明させていただきますので、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます、挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（司会）

ありがとうございました。

それでは、議件に入らせていただきます。

なお、議長につきましては、鴨川市国民健康保険条例施行規則第 6 条によりまして、会長がなることとなっておりますので、高梨会長に議長をお願いします。それではよろしく願いいたします。

4. 議件

（議長）

これより、議件に入ります。議件 1、「令和 4 年度国民健康保険税率（案）」について、事務局より説明をお願いします。

（税務課長）

税務課の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議件 1「令和 4 年度国民健康保険税率(案)」について、税務課から説明させていただきます。

資料 1 をご覧ください。

令和 3 年度税率(現年)と令和 4 年度税率(案)の 2 つの表を記載してあります。それぞれ、区分に応じた税率を記載しております。

まず、税率の説明にあたり、県の標準的な率での試算結果が間もなく出るところではありますが、資料の到着が間に合わない状況となっております。こうした中ではございますが、最新のデータを基に様々な状況を詳しく見込んで検討しましたところ、令和 4 年度につきましては、税率は据え置きとさせていただき、被保険者の皆様には、今年度と同様のご負担をお願いしていくこととしたいと考えております。

税率を変更しない理由としましては、まず、新型コロナウイルス感染症の終息が見えないことによる経済及び健康をはじめとした市民生活への影響や、今後の情勢が不透明なこと。次に、国民健康保険特別会計の財政調整基金の令和 4 年 3 月末での見込み残高が約 2 億 4 千万円であり、現行税率による令和 4 年度国民健康保険特別会計予算案での歳入歳出の乖離は、約 3,800 万円と

見込んでいることから、基金の残高内でまかなえる見通しとなっていることによるものです。

しかしながら、保険税収の確保については、大変厳しい状況であると認識しております。被保険者の皆様の負担増への配慮をしつつ、税務課としては、滞納分を含め、税収確保に努めることとし、令和4年度の国民健康保険税率につきましては、現行のまま据え置くこととさせていただきたいものでございます。

なお、税率は据え置きとさせていただきますが、年度末の税制改正に伴い、賦課限度額が3万円ほど引き上げとなる見込みとなっております。内訳は、医療給付費分を2万円、後期高齢者支援金分を1万円の引き上げとなっております。これにつきましては、決定後に条例改正の予定とさせていただきたいと存知ます。

この後、市民生活課からご説明いたします 議件3、令和4年度予算案の説明資料の中で、歳入の保険税の部分につきましては、これらの検討を踏まえ、現行税率適用のもとでの歳入見込を予算計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

税務課からは、以上になります。

(議長)

ありがとうございました。

ただいま「令和4年度国民健康保険税率（案）」について説明がありました。皆様の方からご質問等ありましたらお願いいたします。

(酒井委員)

いくつかある公的医療保険の国や鴨川市の加入者の割合が、5年前とどのような違いがあるかが1点、それから先ほど国民健康保険税の上限額が99万円から、今年の4月に国の取り決めだと思いますが、3万円上がって102万円になると説明がありました。この3万円のアップは、たかが3万されど3万と申しますように、国の財政、また鴨川市の財政においてどのような影響を与えるものなのかお伺いしたいと思います。

(議長)

事務局の方からお願いします。

(事務局)

事務局の小原と申します。

まずは1点目から申し上げますが、鴨川市の今の国保の状況から申し上げます。

令和3年から毎月約50人ほどの人が75歳に到達し、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行する方が増加傾向にあります。令和3年12月末の国保の加入者数ですが7,863人となっています。ちなみに令和2年12月末では8,273人、410人の減となっております。全国、鴨川市においても少子高齢化が進行しており、加えて今年10月には社会保険適用条件の拡大が予定されております。今後一層の国保加入者の減少が予想されると思われます。

鴨川市の国保加入者の年齢構成を見てみますと、65歳から74歳の方が全体の約5割占めている状況にあります。このままだと国保加入者が減少し、それに伴い保険税負担割合が大きくなると

思われます。平成 30 年度に国保広域化に伴い、県による財政運営が始まりました。長年の課題である小規模保険者が多い国保の財政基盤の安定化を目的にしたものです。主に保険給付費、医療費ですが全額県による交付金にて補填されました。しかし、県内各市町村においては年齢構成、所得水準、医療費格差が依然有り、一時的な国保の基盤安定が図られた延長に過ぎず、少子高齢化、人口減少社会を見据えた次の制度改革が必要ではないかと思われます。

日本では今まで国民皆保険制度において、いずれかの保険に加入し、全国どこの医療機関でも一定の負担額を支払えば病気や怪我の治療ができる制度を維持していました。私見ではありますが、将来国がリーダーシップを取り、国の責任において、国保、社会保険、後期高齢者医療を一元化にて運営ができる保険制度でなければならないと考えております。

2 点目、全国的な国保の状況について説明いたします。令和 2 年度の速報値となりますが、全国の市町村国保の加入者数は、2,651 万人、前年度 2,720 万人から 2.5% (69 万人) 減少となりました。

ピーク時の平成 18 年度には 3,678 万人でしたが、14 年間で 1 千万人減少したことになります。平成 20 年度の後期高齢者医療制度の創設、雇用情勢の改善、平成 28 年度からの社会保険適用拡大などで、被保険者が減り続けています。

全国に占める国保加入者の割合は、前年度比 1.4%減の 22.4%、協会けんぽが 0.7%増の 31.1% (3,940 万人)、組合健保が 0.3%増の 23.3% (2,954 万人)、後期高齢者医療が 0.5%増の 14.0% (1,772 万人) となっています。

国保のうち自営業者の割合は 15.9%、農林水産業は 2.3%と少なくなっています。

昭和 36 年国保創設時には、それぞれ 24.2%、44.7%と多くを占めていました。

社会の高齢化や産業構造の変化、医療保険制度の改正を経て、現在、多くを占めるのは定年退職者を主とする無職者・年金受給者 44.8%と、非正規雇用などの被用者 32.7%となっています。以上が 1 点目の説明となります。

(税務課長)

それでは 2 点目の限度額の 99 万円から 102 万円の引き上げについて、私から説明させていただきます。

引き上げに対しまして、大きく 3 点ございます。まず 1 点目ですが、国保税の賦課限度額につきましては、これまでいわゆる社会保険の中でのルールですが、賦課限度超過世帯と言われる世帯の割合が MAX1.5%に近づけていくため、段階的に引き上げているというのが 1 点目。これですが、4 年度には一人あたりの医療費の金額が上昇が見込まれており、賦課限度額を引き上げなければ、医療費の増に伴う保険給付費の上昇により限度額超過世帯の割合が高まってしまい、結果的には 1.5%の基準から遠ざかってしまうということが考えられるということです。

2 点目ですが、4 年度において保険給付費等の増加が見込まれる中で、賦課限度超過世帯割合 1.5%をキープすること、それは中間所得層と高所得層の引上げ幅は公平に上がらなければならないということであります。高齢化により医療費の高度化などで、医療費の増加が見込まれ、被保険者の所得も十分に上がらない中、国保税の引き上げで必要な国保の収入を賄おうとすれば中間所得層にしわ寄せがいく事になる。ですので賦課限度額の引き上げをすることで、高所得層にも応分の負担を負ってもらうことができ、負担額が重と言われる中間所得層の負担上昇をできる

だけ抑えるというところが目的となっております。次に３点目といたしまして、これらを踏まえまして、基礎賦課分、後期高齢者支援分をそれぞれの超過世帯割合のバランスを考慮しまして基礎分については２万円、後期支援分については１万円、介護支援分については今回据え置きとなっておりますので、合計で３万円を引き上げの引き上げを実施させていただく、大きくこの３点となっております。

それと、鴨川市の該当超過世帯数についてですが、医療費ベースで約４５世帯、後期高齢者支援ベースで５５世帯、介護ベースで２０世帯となっております。これを引き上げることでどうなるかと申しますと、医療費４５世帯が４０世帯、後期が５５世帯が５０世帯、介護は変わらず２０世帯に減ることになり、鴨川市の現状の割合が約１パーセントであるため、国の目標である１．５％に限りなく近づけることとなると思われます。

それからこの事による来年度の予算への影響ですが、所得の状況はあくまでも目安となりますが、３年度ベースで考えると調定額が１４０万円程度の増となると見込んでいるところであります。以上となります。

(議長)

ありがとうございました。

(酒井委員)

ありがとうございました。

先ほど事務局の小原さんからの公的医療保険の内訳ですが、私の５年前の資料によると、組合けんぽが２２．７から２３．３、協会けんぽが２８．３から３１．１、後期が１２．３から１４、それぞれ２、３％ですが増えている事に対し、国保は２５．７から２２．４と明らかに減っており、その国保財政運営の厳しさを解消するために、２０１８年４月に都道府県単位化が行われたと思いますが、その際の大きな眼目として１つは法定外繰入れの解消と、もう１つは標準保険料の統一ということですが、法定外繰入れは鴨川市は以前からクリアしているとのことですが、標準保険料についての現在の進捗状況はどうなっていますか。

(事務局)

市民生活課の塚越です。

正直言って県の状況としては現在も変わりがないというのが現状となっております。また全国的な動きでも、令和５年から６年に北海道、大阪府で標準化が実現するのではないかと言われております。他の都道府県でも標準化が難しく、その理由としましては法定外繰入れが、県内でも千葉市や県北の大きな市町村でも何十億単位で行っており、それを全て無くし、全てを保険料で賄おうとすると、恐らく鴨川市も保険料が上がるのではと考えられるため、実現が難しいというのが現状でございます。

(議長)

ありがとうございました。

(酒井委員)

ありがとうございました。

(議長)

他に質問等ございますでしょうか。

(議長)

それでは、ただ今、議件となっておりました「令和4年度国民健康保険税率・案」について、ご質問等ありませんので、ご異議ないものとして承認とさせていただきます。

次に、議件2、「未就学児の均等割保険税の軽減措置」について、事務局から説明をお願いします。

(税務課長)

それでは、議件2「未就学児の均等割保険税の軽減措置について」、税務課から説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

まず、導入の経緯ですが、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」及び「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が公布され、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額が軽減措置されることとなりました。

次に、主な内容ですが、国民健康保険税被保険者世帯内に、その年度末時点で6歳に達する被保険者(未就学児)がいる場合、その未就学児に係る均等割額(医療分、支援分)について、5割を軽減するものです。

さらに、低所得者に係る法定軽減世帯、いわゆる7割、5割、2割軽減対象の未就学児は、軽減後の均等割を5割軽減するものです。

例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから、8.5割軽減となるものです。

また、令和4年4月1日現在の国保加入の未就学児(0～6歳)を110人(令和3年9月末時点)、この軽減による影響額は、約133万円の保険税減収を見込んでいます。

最後に、財政負担についてですが、国1/2、県1/4、市1/4(約33万円)です。

なお、適用は、令和4年4月1日からとし、令和4年第1回定例市議会に「鴨川市国民健康保険税条例の一部改正について」提案予定としています。

簡単ですが、説明は、以上となります。

(議長)

それでは、ただ今、議件となっております「未就学児の均等割保険税の軽減措置」について、ご質問、ご意見等ございませんか。

ご異議ないようなので、議件2は、「承認」することとします。

では次に、議件 3、「令和 4 年度：国民健康保険・特別会計予算・案」について、事務局から説明をお願いします。

(市民生活課長)

令和 4 年度国民健康保険特別会計予算案について、ご説明申し上げます。資料 2 の表をご覧ください。

初めに、予算作成に当たっての基礎的な数値でございますが、加入世帯数を、5,359 世帯、被保険者数を 7,505 人と見込んでおります。

前年度と比較しますと世帯数で 242 世帯の増、被保険者数で 379 人の減となっております。この被保険者数の減少ですが、国保加入者が 75 歳を迎え、後期高齢者医療制度へ移行する方の増加や、国民健康保険から社会保険へ移行する方の増加によるものです。

次に、予算の概要でございますが、歳入歳出ともに、総額は、40 億 6,919 万 6 千円で、前年度比 0.2%の減となります。

歳入の内訳ですが、左の表をご覧ください。「(B)太枠の欄」が令和 4 年度当初予算額になります。

保険税ですが、合計額で 6 億 8,451 万 3 千円で前年度比、1.4%の減。主に被保険者数の減少によるものです。

次に、国庫支出金ですが、災害臨時特例補助金については、東日本大震災における被災者の保険税減免、保険給付費の一部負担金免除また、新型コロナウイルス感染症による保険税減免、傷病手当金が対象となります。当初予算は 19 万 1 千円の計上でございます。

その下の、県支出金ですが、合計で 30 億 5,578 万 2 千円で、内訳は、保険給付費等交付金の普通交付金が、30 億 430 万 7 千円、歳出における保険給付費のうち、療養給付費、療養費、高額療養費などに要する費用が全額、県から交付されます。

次に、保険給付費等交付金の保険者努力支援分として、1,518 万 3 千円です。疾病の予防・健康づくりや医療費の適正化等の努力を行う保険者に対して交付されるものです。

次に、特別調整交付金分として、850 万 1 千円の計上です。非自発的失業者に係る保険税軽減などに対して交付されるものです。

次に、県繰入金 2 号として、各市町村の特殊事情に応じた財政調整や医療費適正化事業に交付されるもので、当初予算は 1,991 万 7 千円の計上です。

次に、特定健康診査等負担金 707 万 4 千円の計上。特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の 3 分の 2 相当分が交付されるものでございます。(国・県 それぞれ 3 分の 1 ずつ)

次に、直営診療施設整備分は 80 万円で、こちらは国保病院へ繰り出すものです。

次に、繰入金ですが、基金繰入金を除いた、一般会計繰入金の合計で、2 億 6,072 万 4 千円、前年度比、8.6%の減です。内訳ですが、保険基盤安定として、2 億 890 万円、前年度比 3.6%の減です。これは、低所得者に対する保険税軽減相当額を繰り入れるもので、税制改正に伴う、保険税軽減判定基準の見直しによる減です。

次に、未就学児均等割保険税として、130 万円を計上。先ほど、議件 2 で説明しました令和 4 年度から新設されたものです。

次に、事務費等繰入金で、528 万 1 千円を計上。

次に、出産育児一時金等として、420 万円。件数にして 10 件を見込んだものです。

次に、財政安定化支援事業繰入金として、4,244 万 3 千円です。これは、被保険者の年齢構成が高いことや低所得者が多いことなどによる保険者の責に帰すことのできない事情を考慮して一般会計に地方交付税措置されるものであり、それを国保会計に繰り入れるものです。前年度と比較し減となっているのは、保険税軽減世帯割合の減に伴うものです。なお、当初予算編成時には、前年度基準にて算出していますので、令和 4 年度基準が通知された後に、再算定による補正を考慮しています。

次に、基金繰入金については、3,797 万 3 千円の計上です。これは、歳入補填による繰入金でございます。なお、令和 3 年度末の財政調整基金は 2 億 4,755 万 2 千円の見込みです。

次に、繰越金でございますが、2,272 万 6 千円で前年度比、0.9%の増となっております。

最後に、その他収入といたしまして、728 万 7 千円の計上、前年度比、0.7%の減です。主な内訳は、特定健診負担金として 198 万円、保険税の延滞金 200 万円、交通事故等による保険適用返還金として、第三者納付金 250 万円などです。

続きまして歳出ですが、右側の表をご覧ください。

まず、総務費は、1,272 万 4 千円で、前年度比 14.1%の減で、国保事業における事務費が主なものです。

保険給付費は、総額で 30 億 1,269 万 7 千円です。前年度比、0.4%減となっております。出産育児一時金は、1 児につき 42 万円、10 件で 420 万円。葬祭費については、5 万円の 80 件で、400 万円です。

次に、国保事業費納付金です。これは、令和 4 年度鴨川市の国保事業費納付金として、9 億 9,851 万 6 千円が県から提示されたもので、前年度比、1.3%の増です。県が各市町村の医療費水準、所得水準及び被保険者数などを考慮して決定しているものです。

次に、共同事業拠出金でございますが、事務費拠出の 1 千円の計上です。

次に、保健事業費として合計 3,833 万 5 千円です。

内訳は、特定健診等事業費として、2,028 万 4 千円、前年度比 2.6%増。特定健診受診率向上を図る事業を新たに行うものがございまして、それに伴う増でございます。保健事業費として、1,805 万 1 千円。前年度比 16.3%減。これは、短期人間ドック補助金、ジェネリック医薬品差額通知の経費が主なものです。

次に、直診勘定繰出金は 80 万円で国保病院に繰り出すものです。基金等積立金、公債費はそれぞれ 1 千円の存目計上。その他の支出は、保険税過誤納還付金などございまして、412 万 1 千円です。

最後に、予備費として、200 万円を計上させていただきました。

続いて、令和 3 年度の決算見込みについてご説明いたします。資料の 2 ページをご覧ください。平成 24 年度から令和 2 年度までの決算と、令和 3 年度の決算見込みとなります。表の構成ですが、上から、「1 歳入額」、「2 歳出額」、「3 差引額」、「4 財政調整基金の状況」、「5 単年度収支の状況」となっております。この表の令和 2 年度決算までについては、第 1 回協議会にて報告しておりますが、再度、簡単にご説明いたします。

まず、一番下「5 単年度収支の状況」ですが、純粋な入りと出を比較してみますと、平成 29 年度、令和元年度、令和 2 年度、そして、令和 3 年度の見込み以外は、赤字となっております。

赤字では、収支が成り立ちませんので、歳入に、財政調整基金や前年度繰越金を入れ、運営を行っています。

次に、その上の「4 財政調整基金の状況」ですが、平成 24 年度末で、3 億 3,986 万 7 千円あったものが、平成 28、29 年度は 100 万円でした。これは、平成 26 年度に保険税の税率改正を行い、その後、県の広域化が予定されておりましたので、財政調整基金を活用し、保険税の上昇を抑えるよう努めた結果でございます。広域化は平成 30 年度からですが、平成 29 年度の保険給付費が予想よりも少なかったことで、平成 30 年度には 1 億円を超える基金残高となったところです。

令和 3 年度の歳入ですが、保険税の歳入見込みが 7 億 2,230 万 3 千円。県支出金 30 億 6,633 万 2 千円を始めとする各種交付金等、令和 2 年度からの繰越金等を合わせまして、41 億 4,258 万 4 千円を見込んでおります。

歳出は、総額 41 億 1,985 万 8 千円を見込み、差引、2,272 万 6 千円、単年度収支も黒字を見込めることから、財政調整基金も積み立てて 2 億 4,755 万 2 千円となる見込みでございます。

以上で、説明を終わります。

(議長)

ありがとうございました。

「令和 4 年度国民健康保険特別会計予算・案」について、事務局から説明がありました。皆様の方から質問等ありましたらお願いいたします。

黒野委員さんお願いします。

(黒野委員)

先ほども説明のありました 2018 年に県と市町村の共同運営となった制度改正があり 4 年目となるわけですが、本日の税率案、予算案など県が容認するという事でよろしいのでしょうか。今まで本日の会議で承認された事が、県の方から意見等があったものなのでしょうか。

(市民生活課長)

県と市町村の考え方というか、共同運営ということで県は何をやるかという事ですが、今までは市町村毎に医療機関への支払いをしておりましたが、突発的な理由で急に 1 億支出が増えた場合、市町村は支払いに苦慮していました。その支払いの財布を県単位でまとめ、県が管理することで各自治体が支払いに困らないようにするという、財政的な支援というものが大きな目的となっております。その代わりに市町村は何をするかというと、県が示した事業費納付金という負担金を支払います。県が支払う財源の中には、国から各都道府県単位に交付金が支払われ、それと自治体からの納付金を基金として県が管理し、そこから支払うこととなります。ですので、各自治体の予算案については、県に納めるための納付金の金額が盛り込まれていれば、県としては特段意見等はなく、またそれらについての指導というものも今までありません。

(黒野委員)

もう1点よろしいですか。

市の方で行う各事業について努力等が評価として金額で現れていると思いますが、それがどのようなになっているか、簡潔にお答えいただきたい。

(市民生活課長)

保険者努力支援制度といいまして、各自治体で検診実施率や徴収率など項目がいくつもあるのですが、それぞれに対し評価がされているのですが、鴨川については昨年の決算額が約1千万円となっており、この金額は横ばいとなっております。細かい項目の中で、例えば徴収率をとってみても、ある程度の徴収率はどの自治体でもクリアできますが、更なる高評価を貰うためには、現状からパーセントを上げなくては貰えないこととなり、現在の状況でそれをクリアすることは難しいというのが現状であります。

(黒野委員)

数字に表した場合、それほど大きな割合は占めていないということですか。

(市民生活課長)

交付金・補助金として貰う金額は1千万ほどであり、軽減による補助金などに比べると額的には少ないこととなりますが、国としても今後この制度に対する原資を増やすということは前々から聞いております。

(黒野委員)

最後に、鴨川市も多くの基幹医療機関を抱えてますが、医療費のウェイトは県内でもかなり大きいですか。

(事務局)

事務局の小原です。

令和2年度の千葉県内の一人当たりの医療費が出ておりますが、鴨川市の一人当たり医療費は県内で上から6番目、1人当たり41万230円、ちなみに1位は大多喜町で44万9,194円、南房総市は上から5番目で41万2,260円、館山市は14位で37万3,135円となっております。鴨川市については医療機関が多いという事で上位にあがっております。

(議長)

ありがとうございました。

(黒野委員)

ありがとうございました。

(議長)

その他ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、ただ今、議件となっております「令和4年度国民健康保険特別会計予算・案」について、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。
ありがとうございます。

続きまして、議題の4番となりますが「その他」ですが、事務局から何かありますか。

(健康推進課長)

健康推進課の角田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

健康推進課からは、新型コロナウイルスワクチン接種の追加接種についてご説明させていただきます。お手元には3点資料をご用意いたしました。1点目はワクチン接種率の資料です。2点目、3点目は現在お送りしているワクチン接種の郵便物の中で極めて重要なものについてご説明させていただきます。

まず市内の新規感染者の状況についてですが、昨日鴨川市においては33名の新規感染者が確認されています。これを受けまして累計人数につきましては358名ということで、1月1日以降159名の増加がありました。

こういう状況ではございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の3回目につきまして、その接種率でございますが、資料1をご覧ください。1番上の欄が65歳以上の方、1回目、2回目の接種、そして3回目の接種となっております。これらの数字につきましては、現在市のホームページにも掲載しておりますので、そちらもご確認いただきたいと思います。

市全体としては、一番下の全接種対象者数ということで、1回目接種につきましては89.57%、2回目接種が89.30%となっております。そして3回目接種ですが、先ほど長谷川市長からご説明がありましたとおり、医療従事者そして高齢者施設等々の方々の数字が入ってきております。9.9%の接種率となっております。

それでは資料の2点目についてご説明をさせていただきます。この3回目接種につきましては、国の接種間隔の前倒しを受けまして、安房4市町及び安房医師会との協議の元、市では12月からは医療従事者、1月からは施設入所者の接種を進めてまいりましたが、2月からはいよいよ65歳以上の方がメインとなってまいります。2回目接種から7か月を経過する方に接種券を毎週郵送し、3月からは1か月を前倒しをして、6か月を経過する方に接種券を郵送することをしております。郵送は毎週月曜日を予定しております。お手元に届くころには、接種間隔を経過しているということで、お手元に届きましたら希望する医療機関にご予約いただければと思います。

今回使用するワクチンにつきましては、ファイザー社製に加えまして、今回は武田モデルナ社製のワクチンの2種類がございます。個別接種医療機関でございますが、市内7か所の医療機関がございます。医療機関によって使用するワクチンの種類が異なります。武田モデルナ社製につきましては、亀田クリニックと伊藤胃腸科クリニック、これまでのファイザー社製については小田病院、市立国保病院、黒野医院、東条病院、真木クリニックの5医療機関が使用することとなっております。いずれの医療機関でも事前予約が必要となりますので、各医療機関の電話、窓口で、亀田クリニック、市立国保病院ではインターネット予約でもお取りいただけます。またこちらではお示ししておりませんが、安房管内の医療機関でも接種が可能となっております。接種日や接種する時間帯などが各医療機関によって異なりますので、ご注意ください。

また次にワクチン接種コールセンターでございます。ワクチン接種に関する問い合わせに対応するため、昨日2月1日からワクチン接種コールセンターを開設いたしました。開設日時でございますが、平日のほか、土日祝日も対応し、午前8時半から5時まで、ご覧のお電話番号、050-3134-5477 で対応しております。

またご自分でインターネット予約が取れない方への支援といたしまして、市の職員がインターネット予約を代行いたします。支援窓口は、西条にありますふれあいセンター2階の健康推進課内新型コロナウイルスワクチン接種推進室での対応となります。

最後となりますが、今回の接種につきましては個別医療機関での接種となっております。そのため送迎バス等はありません。ですが先ほど市長からお話がありましたとおり、1人暮らしや高齢者等で、近くにご親族等がないような方、交通手段がなくお困りの方は市の健康推進課やお近くの民生委員さんにご相談いただくようお願いいたします。

先ほど申しましたとおり、新規感染者数が急増しておりますが、1人でも多い方に接種をしていただきたいと考えております。

本日ご説明した内容につきましては、今後、国の動向や、安房4市町、安房医師会との協議等により、一部内容が変更となる可能性がございますのでご承知ください。

それから3点目の資料でございますが、こちらは予約が済んで、実際に医療機関に持って行っていただく書類となっております。接種済証、裏面は予診票となっております。予診票は当日の健康チェックをしていただき接種を同意していただくもの、また裏面の接種券ですが、下のほうに1回目、2回目の接種状況が記載されております。真ん中に医療機関から3回目接種の証明がされますので、ご自分で保管いただくことになります。

健康推進課からは以上となります。

(議長)

ありがとうございました。

ただ今、健康推進課より新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についての説明がありました。それにつきまして、皆様の方から何か質問がございましたらよろしく願いいたします。

大丈夫でしょうか。

それでは、最後となりますが、せっかくの機会でございます。他に何かございますでしょうか。

特にないようであれば、本日の議件はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。長時間にわたるご審議ありがとうございました。

鴨川市国民健康保険条例施行規則第13条第1項及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する
実施要領第7条第3項の規定により、会議録の内容について確認し署名します。

令和4年3月31日

鴨川市国民健康保険運営協議会

会長 高梨 道広